

財 関 第 789 号  
平成 18 年 6 月 30 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長事務代理  
大臣官房審議官 青 山 幸 恭

外国貿易等に関する統計基本通達の一部改正について

財務省組織規則の一部を改正する省令(平成 18 年 6 月 30 日財務省令第 47 号)の施行に伴い、外国貿易等に関する統計基本通達の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 7 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関の職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

外国貿易等に関する統計基本通達(昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号)の一部を次のように改正する。

別紙第 2 の税関符号表中

「	2 6 0 0 塩釜税関支署	」	を
	2 6 2 0 塩釜税関支署石巻出張所		
	2 6 4 0 塩釜税関支署気仙沼出張所		
「	2 6 0 0 仙台塩釜税関支署	」	に改める。
	2 6 2 0 仙台塩釜税関支署石巻出張所		
	2 6 4 0 仙台塩釜税関支署気仙沼出張所		